

2. 解説編

(1) FISIM 参考試算値について

1993年の国連の勧告による新しい国民経済計算体系(93SNA)では、金融仲介サービスの活動について、従来の帰属利子計算と異なる推計の方式を提案している。これは、ある経済主体から、資金を借入れという形で調達して、他の経済主体に貸付という形で提供するという、いわゆる金融仲介のサービスを、他のサービス業の活動と同じように、一つのサービス業として捉えようとする発想からきている。金融仲介サービスのこの活動は、直接的にその提供サービスに関して、手数料等の料金を徴収する形で提供されていないことから、直接的に観測、計測することが難しい。そこで、計測の方法として何らかの形で間接的にそのサービス活動量を捉えることが必要となる。それが、93SNAで提案されたFISIM (Financially Intermediation Services Indirectly Measured: 間接的に計測される金融仲介サービス)と呼ばれるものである。国民経済計算調査会議FISIM検討委員会では、その導入に関して、2年にわたって検討してきたが、今回、推計の結果を一部公表することとなった。参考試算値として、全体の国民経済計算体系と区別して公表することとしたのは、まだ幾つか解決すべき課題が残っており、引き続き検討を重ねたいと考えていること、ならびに新しいFISIMの考え方に習熟するまでの期間において、国民経済計算体系に取り入れる方が良いと判断したためである。

従来の国民経済計算体系では、金融仲介サービスを帰属利子額として捉え、それをすべて中間消費と扱っていたために、帰属利子額の変化がGDPの推計に影響を与えなかった。これに対して、新しいFISIMの捉え方では、それ自体が他のサービス業と同じく、付加価値を発生させる活動として、金融仲介サービスを捉えている。したがって、金融仲介サービスの活動がGDPに影響することになる。FISIMによるサービス提供額が金融仲介サービスの対価にあたることから、FISIMの測定をSNAで行うことは、多様化する金融仲介取引の実態を国民経済計算で把握・評価し、それらが果たす経済活動の役割を積極的に表現しようとしたものである。FISIMは、金融仲介サービスを、金融仲介機関が資金を調達する活動とその資金を貸出で運用する活動とに分けて、それぞれの活動で仲介サービスを提供して、サービス産業

としての付加価値を生み出していると考える。資金を金融市場でリスク・フリーの利率で調達して、その利率で貸し出したとすれば、その結果生み出されるサービス産業の付加価値はゼロである。したがって金融仲介業は、資金の調達を、市場でのリスク・フリーの調達利率よりもより安い利率で調達できれば、市場リスク・フリー利率と実際の調達利率の差分だけ、サービスの生産を生み出すことができる。これを、資金調達にともなうFISIMと呼ぶ。また一方で、調達した資金を、市場リスク・フリー利率以上の運用利率で貸し出すことができるとすれば、運用利率と市場リスク・フリー利率の差分だけのサービスの生産を生み出すことができることになる。これを、資金運用にともなうFISIMと呼ぶ。金融仲介サービスの活動を、この資金調達と資金運用の両FISIMの合計として捉えようとするのが、93SNAの提案である。

このためには、市場でのリスク・フリーの利率をどのように捉えるかが問題となる。これを「参照利率」と呼んで、この試算では、金融仲介業が金融業から調達する利率を理論的な参照利率の代替物として用いている。

FISIMの算定に当たっては、金融仲介サービスを上記の金融業の活動と規定していることから、その活動をしている金融業の範囲が規定される。また金融仲介サービスの金融商品の範囲も規定される。また、金融仲介サービスは、居住者・非居住者の区別無く提供され、また金融仲介サービスの提供機関も居住・非居住の事業所の区別無く行われることから、FISIMの輸出入が発生することになる。

推計概念・手続きの詳細については、以下のFISIM推計の解説を参照願いたい。FISIMの導入によって、一国の生産額が増加推定されることとなり、各供給・需要項目も増額改訂されることになる。今回の試算では、平成7年度から平成16年度の試算結果を示している。以下の試算額を示す各表章では、改訂の状況を関係する項目ごとに示している。前半の第(1)表～第(3)表は、FISIM試算値の「供給と需要」を産出額と輸出入額、需要側の中間消費と最終消費額を資金の借り手側と貸し手側別に、その改訂額を示している。また、後半の第(4)表～第(6)表は、FISIM試算値の「国内総生産(支出側)」への影響を示している。

第(1)表と第(4)表は、FISIMの名目系列、第(2)表と第(5)表は、実質系列を示している。実質化に関しては、FISIMデフレーターを用いているが、詳細

は以下の解説を参照願いたい。参照利子率と調達・運用利子率の率差分の時系列変動と調達・運用資金の価格変動をデフレーターで評価することを試みている。第(3)表は、デフレーターの推計値である。FISIM分の資金の借り手側と貸し手側の総額に関するデフレーターは、事後的にインプリシットに求めたデフレーターである。第(6)表は、第(4)表と第(5)表とから計算したものではないことに注意を要する。第(6)表のデフレーターは、FISIM試算値を国内総生産(支出側)に導入した後の名目値と実質値を別途求め、これらからインプリシットに計算した「FISIM導入後の国内総生産デフレーター(支出側)」となっている。

(2) FISIM 参考試算値推計の基本的方向と考え方

1) 基本的方向

FISIMは従来GDPにはカウントされなかった金融仲介サービスを明示的に計上するという点で現行推計とは異なった考え方とするものであるが、金融サービス産出額を特別扱いせずに一般の財・サービスとして扱えるより望ましい方向に近づくものである。従って、FISIMを導入する方向で検討を進めるべきであるが、まだ検討を要する点が残されていることや、導入の考え方を周知し、また導入の効果を十分見極める必要があることから、直ちに現行推計体系に組み入れることは行わず、当面は参考試算値として公表することとする。

2) 基本的な考え方

考え方1. FISIMの推計はEU推計方式(EU規制)を基準として考える。

EU推計方式は、実質的な国際基準となっているが、このうち、参照利子率方式については、i) リスクプレミアムが存在しないという強い仮定をおいている。ii) 貸し手・借り手の力関係や、iii) 調達の期間の差異を単純化した、仮想的な概念に過ぎず、統計の計測対象とは考えにくい等の問題も有している。

このような点は重要であるが、現時点では理論的整理が進んでいないことや統計的な制約がある中で、より現実的な接近としてEU推計方式を基に、わが国の金融市場の実情に合わせたFISIMの推計を行うことは十分意味があるものと思われる。

考え方2. FISIMの対象としない中央銀行(日銀)の産出額推計とその配分については、EU方式に準拠して、産出額は「コスト積み上げ方式」で推計し、配分先は「中央銀行の金融システムの監督者」としての位置付けにより金融仲介機関の中間消費とする。

なお、日銀は、現行SNA経済活動別分類では「産業」とされ「政府サービス生産者」ではない。

考え方3. FISIMの対象となる公的金融機関の位置づけと範囲については、政府系貸出金融機関や資金運用部については、直接に資金を受け入れたり、直接に貸し出しを行っていない部分があるとしても、実質的に資金の貸し手と借り手を仲介するサービスを行っている(金融仲介機関)ことから、FISIM産出機関とする。なお、政府系貸出金融機関の位置づけについては、93SNAにおいても68SNAの扱いを踏襲して金融仲介機関(資金融通機関)と位置づけている。

考え方4. FISIMの対象となる商品(金融手段)については、EU方式では、FISIMの対象を、金融仲介機関が「金利設定」できる「預金」と「貸付」に限定しているところであるが、我が国においてはさらに、「預金」類似の「金融債」と、「貸付」類似の「証券形式の私募債」もFISIMの対象と考える。

考え方5. 参照利子率はEUインターバンクレート方式に準拠して求める。1995年以降の期間に関してFISIM参考試算値を公表する。「EU準拠方式参照利子率」(注)を1980年代に適用した場合、参照利子率が運用利子率を上回る状況となる。このような場合の参照利子率の算出方法には、当時の金融環境を踏まえた上で、今後検討する必要がある。

(注) EU準拠方式による「参照利子率」: EU方式では、インターバンク貸出レート(金融仲介機関間の貸出レート)を参照利子率としているが、我が国のFISIM参考試算値推計での参照利子率は、金融仲介機関相互間の調達利子率が得られないため、金融仲介機関が金融機関全体(非金融仲介機関、証券会社、保険会社を含む)からの調達利子率を用いている。

考え方6. EU準拠方式における参照利子率は一国の金融市場において単一のものであるため、個々の金融仲介機関において調達金利の水準が異なれば、それぞれのFISIM産出額も異なる意味を持つ。たとえば金融仲介機関として分類されているノンバンクに

については、参照利子率より高い金利で調達しているため、仮にノンバンクだけの FISIM を計測すればマイナスとなる。このような場合の個々の FISIM の解釈については今後さらに検討が必要であるが、参考試算値では、FISIM については一国経済全体の計測を行い、個々の金融機関への分割は行わない。

(注) 「借入金」について。FISIM 計算では、調達側の残高は「借入金」、利子は「借入金利息」を把握している。金融仲介機関によっては調達側の「支払い利子」項目を「預金」と「借入金」項目に分離できないため推計上の理由からこのようにしている。ここでの考え方としては調達側の「借入金」は相手側の「貸付金」に対応する両建ての関係にあるので、FISIM の金額には影響が出ないものと考えている。

考え方7. FISIM の消費先、制度部門への配分については、残高に参照利子率との率差を乗じた金額（「配分用 FISIM」）を求め、「配分用 FISIM」の制度部門間構成比や産業間の構成比により配分する。

なお、この①「配分用 FISIM」の構成比による配分を優先させるが、この「配分用 FISIM」がマイナスの額となる場合は、②利子額の構成比により配分する。さらに利子額の適用に不都合が生ずる場合は、③残高の構成比で配分を行う。

考え方8. FISIM の輸出入については、都銀の国際業務利子率及び国際収支表利子額により推計する。なお、一部に負の箇所がある場合には通貨ごとの BIS の東京市場の為替取引量割合と通貨別市場平均利子率を用いて輸入利子率を推計してこれにより補正する。

考え方9. FISIM の実質化は、運用側と調達側に分け

て実質化される。それぞれの側で参照利子率との率差に関する実質化と残高に関する実質化が行われた後、それらを乗じて実質値を求める。更に運用側と調達側の実質値が合計される。

率差に関しては実質値の率差は常に参照年に一致するようデフレーターが作成され、残高に対するデフレーターの適用に関しては、CPI による家計消費だけでない最終消費や総生産をカバーする GDP デフレーターを用いることとする。収斂計算による試算値との差が殆ど無い2回までの計算をすることとした。

(3) FISIM の推計方法

1) FISIM 産出額 (総額) の推計

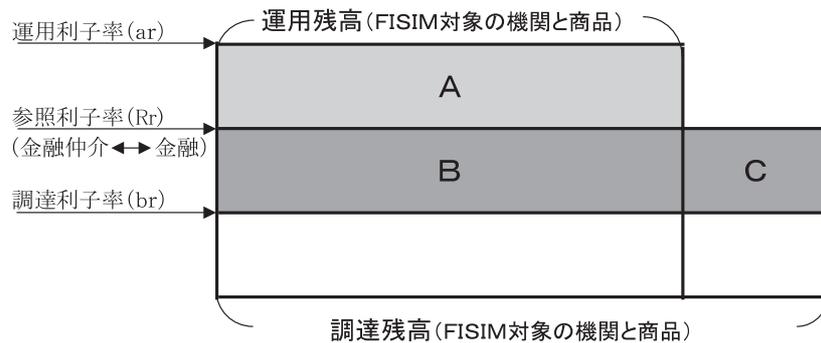
ア. 運用利子率、調達利子率と別途推計する参照利子率との率差に残高を乗じて、運用側 FISIM と調達側 FISIM を求める。参照利子率と各利子率の関係、FISIM 額との関係は図表1参照。

イ. 我が国の参照利子率は、EU のインターバンク・レートによる参照利子率に準じて、金融仲介機関が金融機関から調達する利子率をあてている。

ウ. 運用利子率と参照利子率の把握に関しても、FISIM の対象となる金融仲介機関が FISIM の対象となる金融商品を扱う範囲で把握する (図表2-1、2-2)。利子に関しては財務諸表から受取利子、支払利子相当額を把握している。残高は資金循環表から把握している。

エ. より具体的な推計方法は、図表3参照。

図表1 FISIMの概要図（金融仲介機関の 運用残高<調達残高 のケース）



A+B+C : FISIMの総額(現在各国で推計されているもの)
 A : 借り手側FISIM = (運用利率ar - 参照利率Rr) × 運用残高
 B+C : 貸し手側FISIM = (参照利率Rr - 調達利率br) × 調達残高

なお、93SNAは、自己資金による投資はFISIMを生まないとしていた。FISIM=A+B
 (→EUによる国際的修正)→現在各国で推計される FISIM=A+B+C

図表2-1 FISIMの対象範囲

- ・ 図表の「①」の箇所はFISIMの対象範囲で、当該図の上段「FISIMの対象となる金融機関」と左列「FISIMの対象商品」の縦横帯がクロス（網がけ箇所）する区域においてFISIMが生産される。
- ・ 図表の「②、③、④」の箇所は従来の帰属利子方式での推計対象範囲であるがFISIMは生産されない区域である。

図表2-1 FISIMの対象範囲（帰属利子方式との比較）

	FISIMの対象となる商品	FISIMの対象外となる商品
FISIMの対象となる金融機関	①	②
FISIMの対象外となる金融機関	③	④

図表2-2 2. FISIM対象商品のFISIM対象の○が該当

図表2-2 1. FISIM対象機関のFISIM対象の○が該当

図表 2-2 FISIM対象機関とFISIM対象商品

1. FISIM対象機関	FISIM対象
金融機関	
中央銀行	
預金取扱機関	
銀行等	○
国内銀行	○
在日外銀	○
農林水産金融機関	○
中小企業金融機関等	○
郵便貯金	○
合同運用信託	
保険・年金基金	
保険	
生命保険	
うち民間生命保険会社	
非生命保険	
うち民間損害保険会社	
共済保険	
年金基金	
企業年金	
その他年金	
その他金融仲介機関	
証券投資信託	
公社債投信	
うちMMF・MRF	
株式投信	
ノンバンク	
ファイナンス会社	○
債券流動化に係わる特別目的会社・信託	
公的金融機関	○
資金運用部	○
政府系金融機関	○
ディーラー・ブローカー（除く証券会社）	○
単独運用信託	
非仲介型金融機関（含む証券会社）	
非金融法人企業	
民間非金融法人企業	
公的非金融企業	
一般政府	
中央政府	
地方公共団体	
社会保障基金	
うち公的年金	
家計	
対家計民間非営利団体	
海外	

2. FISIM対象商品	FISIM対象
現金・預金	
現金	
日銀預け金	
政府預金	
流動性預金	○
定期性預金	○
譲渡性預金	○
外貨預金	○
資金運用部預託金	○
貸出	
日銀貸出金	
コール	○
買入手形・売渡手形	○
民間金融機関貸出	○
住宅貸付	○
消費者信用	○
企業・政府等向け	○
公的金融機関貸出金	○
うち住宅貸付	○
非金融部門貸出金	○
割賦債権	
現先・債券貸借取引	○
株式以外の証券	
政府短期証券	
国債	
地方債	
政府関係機関債	
金融債	○
事業債	
居住者発行外債	
C P	
投資信託受益証券	
信託受益権	
債権流動化関連商品	
抵当証券	
株式・出資金	
うち株式	
金融派生商品	
フォワード系	
オプション系	
保険・年金準備金	
保険準備金	
年金準備金	
預け金	
企業間・貿易信用	
未収・未払金	
対外直接投資	
対外証券投資	
その他対外債権債務	
うち外貨準備	
その他	
金融資産・負債差額	

図表3 FISIMの産出額（総額）推計の概要

①	運用資産残高平残 (国内ベース)	①	資金循環統計より、FISIM対象機関(注1)である銀行等、郵便貯金、公的金融機関、ファイナンス会社、ディーラー・ブローカー(証券会社除く)の預金・貸出・金融債の資産項目を抽出し、更にこれから、本支店勘定(P/Lに反映されないため)および日銀(別途推計するため)との取引分を控除した資産残高を把握。ここでの平残は前年度末と当該年度末残高を単純平均したもの。
②	受取利子(国内ベース)	②	FISIM対象機関の財務諸表および推計により、FISIM対象商品(注2)にかかる受取利子(例えば、貸出利子)を抽出し、国内ベースに変換(財務諸表は事業所ベースのため)。
③	運用利率	③=②/①	
④	調達負債残高平残 (国内ベース)	④	資金循環統計より、FISIM対象機関である銀行等、郵便貯金、公的金融機関、ファイナンス会社、ディーラー・ブローカー(証券会社除く)の預金・貸出・金融債の負債項目を抽出し、更に本支店勘定(P/Lに反映されないため)および日銀(別途推計するため)との取引分を控除した負債残高を把握。ここでの平残は、前年度末および当該年度末残高を単純平均したもの。
⑤	支払利子(国内ベース)	⑤	FISIM対象機関の財務諸表および推計により、FISIM対象商品にかかる支払利子(例えば、借入金利子)を抽出し、国内ベースに変換。
⑥	調達利率	⑥=⑤/④	
⑦	調達残高平残	⑦	資金循環統計および推計により、FISIM対象機関の金融機関からのFISIM対象商品での調達残高を把握。
⑧	支払利子	⑧	FISIM対象機関の財務諸表および推計により、金融機関からのFISIM対象商品での調達にかかる利子を抽出し、国内ベースに変換。
⑨	参照利率	⑨=⑧/⑦	金融仲介機関が金融機関からFISIM対象商品により調達した時の利率
⑩	FISIM産出総額	⑩=⑪+⑫	-
⑪	借り手(運用)	⑪=①×(③-⑨)	-
⑫	貸し手(調達)	⑫=④×(⑨-⑥)	-

(注1)FISIM対象機関については、預金取扱機関、保険会社・年金基金を除くその他の金融仲介機関(ただし、証券会社を除く)としている。図表2-2参照。

(注2)FISIM対象商品については、金融仲介機関が金利設定できる預金と貸付、および預金類似の金融債、貸出類似の証書形式私募債をその対象商品としている。図表2-2参照。

2) FISIMの輸出入の推計

ア. FISIMの輸出は、我が国「居住者として」の金融仲介機関のサービスで、調達側と運用側の取引相手が「非居住者」(海外)の場合に、このサービスはFISIMの輸出となる。

イ. FISIMの輸入は、非居住者(海外)の金融仲介機関が行うサービスで、調達側と運用側の取引相手が「居住者」(我が国)の場合に、このサービスはFISIMの輸入となる。

ウ. 国内においては運用利率と調達利率は残高と利子額のデータから計算するが、輸出入の場合、海外に関係する運用利率と調達利率については、利子側にも残高側にも各種通貨による額が含まれている。さらに利子と残高との関係には貸出期間の違いもあり、残高と利子額から実態に即した利率を直接に求めることはできない。

エ. 輸出分の推計は「全国財務諸表分析」(全銀協)の国際業務利率と国際収支表の受取貸出利子額・支払利子額とから輸出FISIMを推計している。

オ. 輸入分の推計では、都銀の国際業務利率が海外との取引を包括的に反映している利率とみなして、利率を都銀の財務諸表(有価証券報告書)を用いて計算している。有価証券報告書を用いれば、FISIM対象金融商品分に限り、国際業務利率を計算できる。調達側利率と運用側利率を計算する。

この利率と国際収支表の支払貸出利子額ならびに受取利子額から資金の貸出残高及び預金残高を推計し、カで求めた参考利率と運用及び調達利率との率差(乖離分)に残高を乗じて、運用及び調達の輸入FISIMを推計している。

カ. なお、ここでは輸出入に関する適当な参照利率をあてることができなかったため、単純平均により輸出、輸入の参照利率を求めて、輸出入FISIMを計算している。

図表4. FISIMの輸出入推計の概要

(i) 輸出 [国内金融仲介機関 (居住者)]

①	受取貸出利子額 (居住者)	①	国際収支表から貸出金受取利子額を把握。このうちFISIMの対象となる金融仲介機関分を把握する必要があるため、資金循環統計の金融仲介機関残高比率によりFISIM対象機関分の受取利子額を求める。
②	運用利子率 (居住者)	②	全国財務諸表分析の貸出利子率とする。
③	支払預金利子額 (居住者)	③	国際収支表から支払預金利子額を把握。預金については全額が金融仲介機関が対応するものとする。
④	調達利子率(居住者)	④	全国財務諸表分析の貸出利子率とする。
⑤	居住者側の参照利子率	$⑤=(②+④)/2$	-
⑥	資金の借手(貸出)残高 (居住者)	$⑥=①/②$	-
⑦	資金の貸手(預金)残高 (居住者)	$⑦=③/④$	-
⑧	輸出FISIM(資金の借手)	$⑧=⑥ \times (②-⑤)$	-
⑨	輸出FISIM(資金の貸手)	$⑨=⑦ \times (⑤-④)$	-

(ii) 海外金融仲介機関 (非居住者) からの輸入

⑪	受取貸出利子額 (非居住者の受取)	⑪	国際収支表から貸出金支払利子額(居住者にとって)を把握。非居住者分についてはデータがないこともありFISIMの対象となる金融仲介機関による貸出分とみなす。
⑫	運用利子率 (非居住者)	⑫	都銀の財務諸表よりの国際運用利子率を用いた。
⑬	支払預金利子額 (非居住者)	⑬	国際収支表から支払預金利子額(居住者の受け取り預金利子額)を把握。預金については全額が金融仲介機関が対応するものとする。
⑭	調達利子率(非居住者)	⑭	都銀の財務諸表よりの国際調達利子率を用いた。
⑮	非居住者側の参照利子率	$⑮=(⑫+⑭)/2$	-
⑯	資金の借手(貸出)残高 (非居住者)	$⑯=⑪/⑫$	-
⑰	資金の貸手(預金)残高 (非居住者)	$⑰=⑬/⑭$	-
⑱	輸入FISIM(資金の借手)	$⑱=⑯ \times (⑫-⑮)$	-
⑲	輸入FISIM(資金の貸手)	$⑲=⑰ \times (⑮-⑭)$	-

(注1)FISIM対象機関については、預金取扱機関、保険会社・年金基金を除くその他の金融仲介機関(ただし、証券会社を除く)としている。

(注2)FISIM対象商品については、金融仲介機関が金利設定できる預金と貸付、および預金類似の金融債、貸出類似の証書形式私募債をその対象商品としている。

3) FISIMの配分

ア. 配分の概要

FISIMの配分は、まずFISIMの産出額とFISIMの輸出入から国内消費額を求める。この国内消費額を各制度部門に配分することを通じて中間消費と最終消費に配分する。

配分は、資金の貸し手側、借り手側別に配分する。配分にあたっては、それぞれの利子率と参照利子率との率差に残高を乗じて求めた「配分用FISIM」の構成比により配分することを原則とする。

ただし部門によっては「配分用FISIM」がマイナスとなるような不都合が生ずることがあるが、このような場合には、次に「利子額」の構成比、さらに不都合やデータの制約があれば「残高」の構成比、更にはより詳細な分野への配分にあたっては、「産出額」の構成比等が考えられる。なお、貸し手側FISIMの産業分割にあたっては「要素所得」の構成比で配分している。

イ. 国内消費額の把握

FISIMの産出額にFISIMの輸入額を加え輸出額を控除することによってFISIMの国内消費額を求める。配分は資金の貸し手側、借り手側別に配分することになるので、国内消費額も資金の貸し手側、借り手側別に把握される。

ウ. FISIMの国内消費額は、最終的には中間消費と最終消費に配分されるが、所得支出勘定等の制度部門単位の他勘定との接合をはかるため、各種資料を用いて各制度部門別に組み替える。このとき家計への配分は更に「消費者家計」、「家計企業」に分けるよう推計する。各制度部門への配分にあたっては、資金の貸し手側、借り手側別に「配分用FISIM」の構成比で配分することを原則としている。

エ. 各制度部門消費額のFISIMの産業別への配分

②「金融部門」は金融業へ、③「一般政府」、④-2「消費者家計」、⑤「対家計民間非営利」はそれぞれ単独の分類に対応する。

①「非金融法人」と④-1「内家計企業」は産業間配分を試算している。産業間の配分については図表5参照。

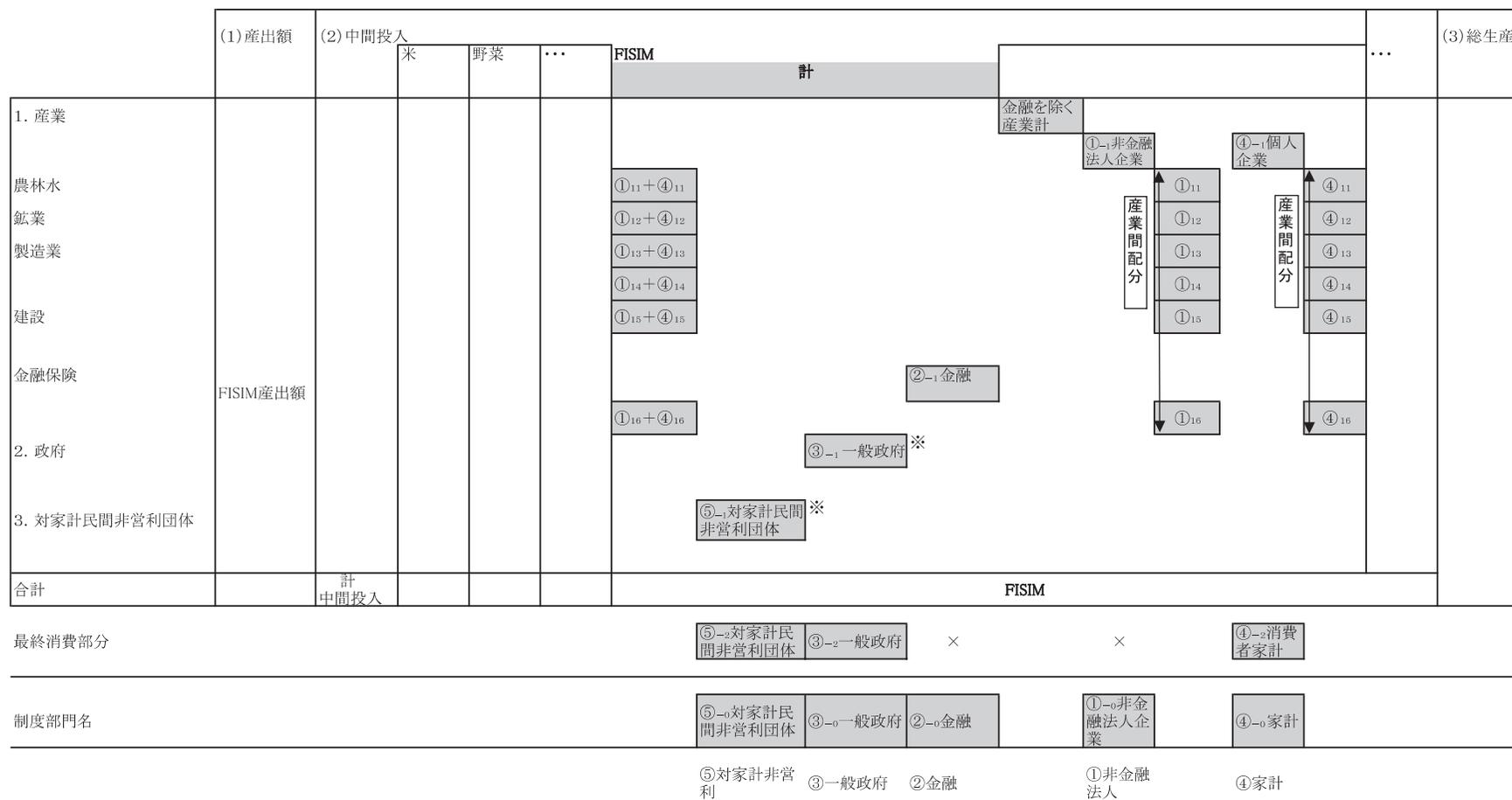
(i) ①「非金融法人」と④-1「内家計企業」の資金の借り手側のFISIM配分は、日銀の金融統計月報の貸出残高の構成比をもとに分割し、配分した。②「金融機関」、①「非金融法人」、④-1「内家計企業」分を中間消費に、③「一般政府」、④-2「内消費者家計」、⑤「対家計民間非営利」分をここでは最終消費のみとしている。

(ii) ①「非金融法人」と④-1「内家計企業」の資金の貸し手側のFISIM配分は、産業別の預金残高の把握は難しいため、ここでは要素所得の構成比を使っている。

オ. 従来の帰属利子方式との差

従来の帰属利子方式では、帰属利子を金融部門の生産額に計上する一方で同額を中間投入に加算して、帰属利子生産額由来の付加価値を生じさせない処理をしていた。今回の参考試算値ではFISIMを一般の財・サービスと同様に扱うことになり、需要先には最終需要もあり、付加価値も発生する。従来の帰属利子方式との違いをみたものが図表6、7である。

図表5 FISIMの産業間配分の説明図



(注)「※」の欄は、FISIMの中間消費先計数が入るべき箇所であるが、この試算では「0」となっている。

図表6 記録の比較

<1> 帰属利子方式

		中間需要				最終需要			生産額
		製造業	金融	サービス業	計 欄外)帰 属利子	項目1 (家計消費等)	項目2,...	計	
中間投入									
	中間投入計				K 95	K 95	K 0	K 0	K 95
付加価値			K 95		△K 95	K 0			
生産額			K 95		K 0	K 95			

(注) 実際のI-O表では帰属利子の消費先を各産業の中間消費としている。
ここではSNAの帰属利子処理を、I-O的フレームに当てはめている。

<2> FISIMの導入による「増減」

		中間需要				最終需要			生産額
		製造業	金融	サービス業	計	項目1 (家計消費等)	項目2,...	計	
中間投入	FISIM(金融)	F 25	F 30	F 15	F 70	F 18	F 2	F 20	F 90
付加価値		△F 25	F 60	△F 15	F 20				
生産額			F 90		F 90				

4) 実質化

ア. FISIM の実質化は、貸し手と借り手別に (i) 実質の調達 (運用) 残高部分に (ii) 対応する「率差 (率)」を乗じてFISIM実質値を求める。

イ. 調達 (運用) 残高の実質値。

「調達 (運用) 残高」をGDPデフレーター (連鎖方式) で除して、実質の調達 (運用) 残高を求める。

(注) FISIMはGDPの構成項目となるため、ここで用いるGDPデフレーターにはFISIMに対応する部分が含まれている必要があり、厳密には無限回の収束計算が必要となる。試算値においては、収束計算は2回でほとんど収束されることが確認されており、その値を用いている。

ウ. 率差 (率) の実質値。

「率差」(調達の場合: 参照利率 - 調達利率、運用の場合: 運用利率 - 参照利率) を「率差」デフレーターで除して、実質の「率差」を求める。

なお、「率差」はサービスの料率に相当するた

め、実質の「率差」は参照年のサービス料率、つまり「参照年の率差」となる。「参照年の率差」で当該年名目の「率差」を除して「率差」デフレーターを求める。

(注2) EU規制による方式でも「率差」の実質化はこの方式によっている。

エ. FISIMの実質化の調達、運用側への適用

貸し手と借り手側別に実質化を行うが、配分先に区別なくGDPデフレーター等を適用できると考えて共通のデフレーターで実質化している。

オ. 「1. 計数編 (6) FISIM試算値 FISIM導入後の国内総生産デフレーター (支出側)」には、「フロー編主要系列表 1. 国内総生産 (支出側、実質: 連鎖方式)」の計数と「(5) FISIM試算値 国内総生産の増加額 (支出側、実質)」の計数を単純合計したものをFISIM導入後の実質額とし、FISIM導入後の名目額とからインプリシットに求めたデフレーターを表章している。

5) 金融生産額の差（帰属利子方式と参考試算値（FISIM導入後）との差）

図表7 金融生産額の差（帰属利子方式と参考試算値（FISIM導入後）との差）

2000年度		産出額（単位10億円）
A 現行帰属利子方式による金融生産額23,437.7		
内訳		
①帰属利子		23,437.7
②うち日本銀行		1,339.2
<hr/>		
⑤金融部門生産額		23,437.7
仮に②日本銀行分を除くと		22,098.7
B 参考試算値		
内訳		
⑪FISIM		20,484.7
⑫FISIM対象外		
⑬日銀（コスト積上げ方式）		240.6
<hr/>		
⑮金融部門生産額（⑪+⑫）		20,725.3
C 差（B-A）		△ 2,712.4

（注）金融手数料は金融生産額に含まれるが、AやBにおける金額は同一であるため、この表では除いている。

○ 参考試算値の推計により、従来の帰属利子方式よりGDPが増加することになるが、その理由は以下のものである。

(1) 金融の生産額は帰属利子方式に比べて通常は小さくなる。

① 金融仲介機関の範囲に限ってみると、利ざや分（「受取利子」－「支払利子」で求めた額。帰属利子にほぼ相当。帰属利子は受取配当分も含む。）は、運用残高と調達残高が一致しているときに限り、「運用側FISIM」と「調達側FISIM」の合計に一致する。

② 帰属利子は、金融機関の利ざやと受取配当分を合計したものであるが、利ざや分に限って比較した場合でも、FISIMの対象とする範囲は帰属利子の範囲の一部となる。図表2-1の全体が帰属利子の範囲であるが、FISIMは対象となる機関も金融商品も限られるので①の部分の対象となる。利ざやがプラスであれば、帰属利子 > FISIMの関係となる。これは

通常の状態での「現行の金融部門産出額」 > 「FISIM産出額」の関係を示している。

(2) 金融業の付加価値の扱いの差

① 現行帰属利子方式での考え方は、金融業の受け取る利子は主として他産業の付加価値から支払われているものであるから、それを再び生産として取り上げることは一旦、生産が二重計算となる。この二重計算を除去するために、金融業の付加価値および営業余剰から計算上は帰属利子の金額を控除している。この処理をI-Oフレーム（I-O表の実際の処理とは異なる。）に書き入れた図表6の上段でみると、帰属利子は一旦「95」生産され加算されて、その分付加価値も「95」瞬間的には生じているが、欄外で中間投入額が「95」増えて、結果として付加価値の発生は「0」となっている。

② 図表6下段の図では、帰属利子より小額のFISIM生産額90が生産額となる。FISIMは通

常の商品なので、中間消費に70最終消費に20
となっている。金融仲介機関の中間投入を30
とすると、付加価値は60になる。他産業側で
はFISIM購入分40が中間投入を増加させ、付
加価値を40減少させる。全産業の付加価値は

60マイナス40で20付加価値（GDP）が増加
する。

- (3) 以上が、帰属利子より少ないFISIMの額であっ
ても、GDPを増額させる仕組みである。